



東京2020組織委員会の解散に向けた各種事項 について

- ① 組織委員会の解散について
- ② 定款の変更について
- ③ 清算期における組織体制及び清算人4名の選任について

2022年6月27日

組織委員会の解散について

- 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、関係法令や定款に基づき、残務を結了させたため、2022年6月30日をもって解散する。

1 解散にかかる経緯

- 組織委員会は、大会の準備及び運営に関する事業を行い、もって大会の成功に期することを目的に設立された公益財団法人である。
- 大会後は、各会場の原状回復工事や所有者への返還、契約に基づく支払い等を着実に進めてきた。
- 定款第43条の解散事由に「競技大会終了後の残務の結了によって解散する。」と定められており、今般、残務結了の目途がたったことから解散する。

2 解散日

2022年6月30日

(参考) 定款第43条 (解散)

当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由のほか、競技大会終了後の残務の結了によって解散する。

解散に関する定款変更について

- 解散の事由の発生を明確化するため、定款における解散事由を存続期間の定めに変更することについてお諮りしたい。

変更案

第43条（存続期間）

当法人は、2022年6月30日をもって解散する。

※ 任期が満了していない理事の職務も、2022年6月30日まで

清算期に対応する定款変更について

- 組織委員会が解散することを条件として、法令に基づき清算期間に対応した定款に変更したい。
- 清算期間は、理事に替わり清算人が業務を執行するため、役員に関する条文等を変更する。

変 更 案

第23条（役員の設定）

当法人に、次の役員を置く。

- （1） 清算人 3名以上 6名以内
- （2） 監事 1名以上 3名以内

第25条（清算人の職務及び権限）

清算人は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- この他の修正も含め、別紙の定款（案）のとおりお諮りしたい。

規定の施行日について

- 各規定は、以下のとおり施行する。

規定	内容	施行日
第43条	解散事由を存続期間の定めに変更	令和4年6月27日から
第7条から第10条まで、第11条第2項、第13条第1項、第16条第1号、第2号、第4号及び第9号、第17条第2項、第18条、第19条第1項、第21条第3項、第23条から第40条まで、第41条（第1項を除く。）並びに第47条	清算期間に対応した定款に変更	令和4年7月1日から

清算期における組織体制について

- 解散後も清算手続が終了するまで組織委員会の法人格は継続。
- 清算期間中、法令で定められた業務のみを行う。

清算期における業務

清算の目的の範囲内においてのみ存続し、法令上、

- ①現務の結了 ②債権の取立て及び債務の弁済 ③残余財産の引渡し等を行う。

清算期における業務執行体制

- 清算人が清算法人の業務を執行する。
- 清算人は、評議員会で選任。
- 評議員会及び監事は引き続き置く。評議員会では、法令及び定款で定めた事項を決議。

事務局体制

- 庶務部門、企画部門、財務部門を設置する他、アドバイザーを置く。
- 事務局の職員は20名程度。

選任清算人

選任日：令和4年6月27日

氏名	現在の職務
武藤 敏郎	現 専務理事（事務総長）
布村 幸彦	現 常務理事（副事務総長）
佐藤 広	現 副事務総長
山本 隆	現 副事務総長